

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和6年9月18日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 白井 啓一

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

90,166

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

663,533

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別 表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	254,893
姫路市	138,780
尼崎市	128,027
明石市	84,147
西宮市	133,006
洲本市	11,856
芦屋市	26,448
伊丹市	55,182
相生市	7,683
豊岡市	21,372
加古川市	72,263
たつの市	20,417
赤穂市	12,725
西脇市	10,694
宝塚市	63,719
三木市	20,630
高砂市	24,295
川西市	43,322
小野市	12,857
三田市	29,893
加西市	11,674
丹波篠山市	11,015
養父市	6,103
丹波市	16,921
南あわじ市	12,495
朝来市	7,915
淡路市	11,841
宍粟市	9,796
加東市	10,617

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
猪名川町	8,195
多可町	5,414
稲美町	8,447
播磨町	9,486
神河町	2,961
市川町	3,140
福崎町	5,102
太子町	9,208
上郡町	4,011
佐用町	4,370
香美町	4,498
新温泉町	3,747